



発行所

一般社団法人  
 全日本木材市場連盟  
 編集・発行人 柱本修  
 東京都文京区後楽 1-7-12  
 〒112-0004 林友ビル6階  
 電話 03(3818)2906  
 FAX 03(3818)2907  
 毎月1回1日発行  
 定価・年3,000円  
 (会員は会費に含まれています。)

■第50回JAS製材品普及  
 推進展示会

1. 岡山会場―(株)津山総合木材市場  
 第50回JAS製材品普及推進展示会が  
 9月8日(木)、(株)津山総合木材市場  
 (武本哲郎社長)において開催された。  
 展示会には、9社から社から105㎡の  
 ヒノキ柱材を主体とするJAS製材品が  
 出品され、新型コロナウイルス感染症対  
 策を徹底し、活発な競りが行われた。同  
 審査会は前日の7日(水)に開催。信田  
 聡審査委員長をはじめとする審査員によ



「審査・計測の様子((株)津山総合木材市場)」

る厳正な審査が行われた結果、多くの出  
 品が高評価を得た。

2. 熊本会場―熊本木材(株)九木セン  
 ター

9月13日(火)には、熊本木材(株)(今  
 坂幸一社長)九木センターにおいて、J  
 AS製材品の普及推進展示会が開催され  
 た。展示会には、12社から社から219  
 ㎡のスギ柱材・間柱を主体とするJAS  
 製材品が出品され、新型コロナウイルス  
 感染症対策を徹底し、活発な競りが行わ  
 れた。同審査会は前日の7日(水)に開



「JAS展示会の様子((株)津山総合木材市場)」

3. 愛知会場―(株)東海木材相互市場  
 大口市場

催。信田聡審査委員長をはじめとする審  
 査員による厳正な審査が行われた結果、  
 多くの出品が高評価を得た。



「JAS展示会の様子(熊本木材市場(株)九木センター)」 「審査・計測の様子(熊本木材市場(株)九木センター)」



「JAS展示会の様子((株)東海木材相互市場大口会場)」 「審査・計測の様子((株)東海木材相互市場大口市場)」

9月16日(金)には、(株)東海木材  
 相互市場(上地浩之社長)大口市場にお  
 いて、JAS製材品の普及推進展示会が  
 開催された。展示会には、16社から14  
 0㎡のヒノキ柱材・土台を主体とするJ  
 AS製材品が出品され、新型コロナウイルス

ルス感染症対策を徹底し、活発な競りが行われた。前日の15日(木)の審査会では、信田聡審査委員長をはじめとする審査員による厳正な審査が行われた結果、多くの出品が高い評価を得た。また、当日は第61回東濃松展示即売会と素材特別市も開催され、多くの買い手様が訪れ活況を呈した。

各地のJAS展示会・審査会の開催に御協力いただいた、(株)津山綜合木材市場、熊本木材(株)九木センター、(株)東海木材相互市場大口市場の皆様、並びに各会場での審査会に御出席いただいた審査委員、岡山県、熊本県、愛知県、農林水産省消費安全技術センター(神戸センター)、福岡センター、名古屋センター)、全木研、JAS検査員を始めとする関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

### ■林野庁が全市連会員市場にインボイス制度の手引きの説明会を開催

全市連は、林野庁が木材市場向けにインボイス制度の手引き案を作成したことを受け、9月上旬に全市連会員市場を対象に、林野庁木材産業課永島課長補佐と企画課岩崎専門官を全市連事務局にお招きして、Web会議によりインボイス制度の手引きの説明会を開催した。

林野庁の担当者からは、インボイス制度の円滑な実施に向けて、インボイス制度の導入によりどのようなことが変わるのかについて、仕入税額控除等の基本的な事項から、消費税の納付、免税者への対応、媒介者交付特例や代理交付制度の

活用方法、複式市場の取引の事例、経過措置の実施に関して留意すべき事項、売手・買い手として準備すべき事項、独禁法上問題となる行為等の幅広い事項について説明があり、これに基づいて熱心に質疑応答が行われた。



「説明会の様子①」



「説明会の様子②」

### ■令和5年度 林野庁関係 予算概算要求の概要

林野庁は、令和5年度予算概算要求を財務省に提出した。要求額は350,059.3百万円(前年度当初予算額297,714.4百万円、対前年度比117.8%)とし、内訳は、公共事業費が231,572.2百万円(同197,192.2百万円、同117.4%)、非公共事業費が119,021.1百万円(同100,522.2百万円、同118.4%)となった。公共事業費の内訳は、治山事業費73,440百万円(同62,027百万円、同118.4%)、森林整備事業費124,823百万円(同147,790百万円、同118.4%)等。

非公共事業の目玉となる「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」は、15,460百万円(同11,563百万円)。対策のポイントは、カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、木材加工流通施設の整備、路網の整備、高性能林業機械の導入、間伐や再造林、都市部における木材利用の強化、輸出を含む新たな需要の創出、「新しい林業」経営モデルの構築、国民運動の展開等、川上から川下までの取組の総合的な支援。

この対策の事業の概要は次の通り。  
**1. 林業・木材産業循環成長対策**  
 令和5年度予算概算要求額  
 11,801(一)百万円

◇対策のポイント  
 木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築のため、木材

加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、木造公共建築物等の整備等や、再造林の低コスト化に向けた取組への支援等、森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進。

#### ◇事業の内容

##### ①林業・木材産業生産基盤強化対策

林業・木材産業の生産基盤を強化するため、木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、森林境界の明確化を支援するとともに、造林に係る新規参入者など多様な担い手の育成に対する支援。木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備への支援等、需要拡大の取組を推進。

##### ②再造林低コスト化促進対策

林業の持続性を高める観点から、成長に優れたエリートツリー等の原種増産技術の開発及び種穂の採取源の確保、コンテナ苗等の増産に向けた施設整備等を推進。一貫作業や低密度植栽等の低コスト造林や川上から川下まで一体となった再造林を推進。

##### 2. 建築用木材供給・利用強化対策

令和5年度予算概算要求額  
 1,649(1,257)百万円

#### ◇対策のポイント

森林・林業基本計画で実現を目指すグリーン成長に向け、建築用木材の供給・利用の強化等のため、建築物への利用実証・普及等の都市の木造化等促進への支援を森林経営の持続性を担保しつつ行うとともに、製材やCLT・LVLの技術開発・普及等を通じた建築物への利用環

境整備への支援を実施。

◇事業の内容

①森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業  
都都市部における建築用木材(木質耐火部材、JAS構造材等を含む)の利用実証において、改正木材利用促進法に基づく協定締結者等を優先的に支援。大径材活用も踏まえた地域材による設計合理化等の技術開発・普及を支援するとともに、2×4工法や木質パネル工法などに係る検証や建築関係法令改正への対応も含め、強度等に優れた建築用木材に係る技術の開発・普及等を支援。森林経営の持続性を担保しつつ行う、川上から川下までが連携した、顔の見える木材安定供給体制の構築への支援や、木材産業における作業安全推進や外国人労働力確保、木材加工設備等導入の利子助成・リースを支援。

②CLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業  
寸法の標準化等を通じてCLTを低コストで安定的に供給するための実証も含め、CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築や街づくり等への実証を支援。中高層・非住宅建築物へのCLTや製材等の利用に向けた設計等の合理化や低コストな接合金物等の開発、設計の容易化、製材やCLT等の品質確保等に関する技術開発や設計者の育成等を支援。BIM※を活用した設計、施工手法等の標準化に向けた検討、ESG投資等において建築物への木材利用が有効に評価されるための仕組みのあり方等の検討に加えて、資源の循環利用の観点から、他資材等に

対する国産材の優位性を示せるデータの収集や分析等を行う。\* BIM(Building Information Modeling): コンピュータ上で部材の仕様等の様々な属性情報を併せ持つ3次元の建築物のモデルを構築するシステム  
3. 木材需要の創出・輸出強化対策  
令和5年度予算概算要求額 606(442)百万円  
◇対策のポイント  
林業・木材産業のグリーン成長の実現に向けて、非住宅建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材製品の輸出の促進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援や情報提供等を行う。

◇事業の内容

①非住宅建築物等木材利用促進事業 (145(96)百万円)  
非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、木の効果の見える化※、建築物木材利用促進協定締結者による情報発信の取組等を支援するとともに、地域協議会等に対する専門家派遣等の技術的サポート※、工務店等の支援体制の構築に関するモデル的取組を支援。  
\*協定締結者を優先的に支援。

②「地域内エコシステム」展開支援事業 (232(二)百万円)  
「地域内エコシステム」を推進するため、モデル構築の取組の加速化や技術開発等を支援するとともに、更なる普及に向けた、先行事例の情報提供や関係者の交流促進、人材育成等の機能を持つプ

ラットフォーム(リビングラボ)の構築を支援。  
③木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (100(75)百万円)  
産地協議会の設置やセミナー開催等による木材輸出産地の育成、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、海外における木造技術講習会の開催等を支援。  
④「クリーンウッド」実施支援事業 (85(二)百万円)  
クリーンウッド法に基づき、合法性確認の実効性の向上等を図るため、事業者による合法性確認の取組や手引きの作成の支援、違法伐採関連情報の提供を実施。  
⑤国産特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業(44(二)百万円)  
特用林産物の新商品開発等の需要拡大やICT化に取り組む生産者のモデル的取組、輸出促進に向けた輸出先国のニーズ・制度等の課題に関する情報収集、知的財産に係る課題解決に向けた実証等を支援。

4. 「新しい林業」に向けた林業経営育成対策  
令和5年度予算概算要求額 552(333)百万円

◇対策のポイント

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向け、林業経営体が生産・流通の向上を図り、経営レベルで「伐って・使って・植える・育てる」を実現できるような「新しい林業」の経営モデルを構築するとともに、国有林の特性を活かし、生産・造林の効率化技術等を実証し、

「長期にわたる持続的な経営」を担う林業経営体の育成を図る。

◇事業の内容

①経営モデル実証事業 (518(299)百万円)  
新たな技術の導入による伐採・造林の省力化や、ICTを活用した需要に応じた木材生産・販売など、林業収益性等の向上につながる経営モデルの実証、②の成果も含めた「新しい林業」経営モデルの構築・普及の取組を支援。  
(具体的な支援内容)  
民間団体等が、研究機関等の支援機関などと共同して実証事業を行う林業経営体等を選定し、これらの者が新たな技術を導入して、森林調査、素材生産、流通、再造林等を行う際の経費を支援。\*実証を行う林業経営体等を新たに7程度選定

②国有林活用型生産・造林モデル実証事業 (34(34)百万円)  
新たな生産・造林方法の導入を行いやすい国有林の特性を活かし、生産・造林の効率化技術等を実証。

5. カーボンニュートラル実現に向けた国民運動展開対策  
令和5年度予算概算要求額 288(212)百万円

◇対策のポイント

国民の幅広い参画による森林づくりの推進、建築物等での木材利用拡大の機運醸成を図り、木育等による身近な木材利用やエシカル消費等を普及啓発する「木づかい運動」の促進等の取組を支援しながら、森林吸収によるカーボンクレジット(森林クレジット)の普及を促進する

とともに、自治体による「山の炭素吸収」の拡大に向けた取組を企業等が応援する仕組みを構築し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長とともにカーボンニュートラルの実現に貢献。

◆事業の内容

①国民参加の植樹等の推進

(68(68)百万円)

森林づくりを行いたい企業等と植栽場所のマッチング、コーディネート等を行うサポート体制構築や、全国植樹祭等の全国規模の緑化行事の開催等を支援。

②「木づかい運動」の促進

(120(94)百万円)

建築物等での木材利用拡大の機運を醸成するためのメディア活用やシンポジウム等による情報発信、木育等による身近な木材利用やエシカル消費による地域材の選択的購入を進める普及啓発等の取組を支援。

③森林吸収によるカーボンクレジット普及促進

(50(2)百万円)

Jークレジット制度における森林方法論の見直し検討や、それを受けた制度の普及啓発及び森林由来カーボンクレジットの取引環境の整備を支援。

④山の炭素吸収応援プロジェクト

(50(2)百万円)

自治体による「山の炭素吸収」の拡大に向けた取組を企業等が応援するサイトを構築するほか、自治体によるJークレジット創成に向けた取組を支援。

■Jークレジット制度 森林管理プロジェクトの制度見直し

温室効果ガスの排出削減量や森林管理による吸収量をクレジットとして国が認証する「Jークレジット制度」において、森林所有者等が森林プロジェクトに取り組みやすくなるよう制度の見直しが行われた。

企業や団体等はJークレジットを購入することにより、地球温暖化対策や地域振興に貢献できる。Jークレジットは、カーボンオフセットやCSR、温対法、省エネ法の報告に利用でき、クレジット発行者は、クレジット販売収入により森林整備を推進することができる。森林吸収減に由来するJークレジットに対する

産業界等からの期待が高まっている一方、Jークレジット制度の下で認証された森林クレジットは全認証量の2%未満にとどまっていた。このため森林管理プロジェクトにかかる制度の見直しに向けて検討が行われてきた。8月5日にJークレジット運営委員会において審議され、現行のルールに対して主に以下の点が改正された。

○これまでは認証対象期間（排出削減・吸収量についてJークレジットとして認証される期間）を8年間とされていたが、森林管理プロジェクトが長期間にわたり継続されることを制度面からも後押しする必要があるので等から、認証対象期間を最長16年間に延長された。

○認証対象期間中の収支見込が赤字であることの証明（追加性評価）をプロジェクト実施の判断基準としている現行の考え方を改め、主伐を計画していない場合、及び主伐地全てで再造林を計画している場合は、追加性評価を不要とすること等

が定められた。

○現行のルールでは、主伐をした場合は、伐採された森林の炭素蓄積の全量を排出として計上することから主伐・再造林を含むプロジェクトが形成されにくいことが指摘されていた。このため、伐採跡地に到達した場合は、植栽木が標準伐期齢の吸収量として認定申請することも可能とされた。

○これまでは、森林の生体バイオマスのみを吸収量の算定対象としており、プロジェクト実施地から生産された木材製品中の炭素固定量については、吸収量として評価する仕組みとはなっていないかった。今回の改定により、プロジェクト実施地での伐採により生産された製材用及び合板用の原木の出荷量をもとに、90年間以上の期間にわたって残存すると見込まれる炭素固定量を算定対象に追加できることとされた。

○これまで天然生林は吸収量算定の対象とされていなかったが、今回の改定で保安林等に指定された天然生林のうち、森林の保護に係る活動が実施された区域の吸収量を算定対象に追加できることとなった。

今回の森林管理プロジェクトにかかる制度の見直しにより、森林経営活動を通じたクレジットの創出が拡大することが期待されている。

※Jークレジット制度、登録認証、クレジット売買、運営委員会等の情報については、以下のJークレジット制度事務局のホームページに掲載。  
<https://japancredit.go.jp/>

雑記帳

自宅の近くの公園でいが栗を見かける季節になった。クリと日本人のかかわりは深く、縄文時代の人にとって炭水化物を豊富に含むクリは重要な食料であった。集落の遺跡の周りにクリ林が見つかっており、もともとあつたナラやブナの林が、人の居住が始まるとクリ林にかわっていった。当時すでにクリの栽培が行われていたといわれており、大きな実をつけるクリの木が選抜されて村の近くに植えられていたようだ。縄文時代の遺跡のクリの殻からDNAを取り出した研究からも当時の人が特性のよいクリの実を撒いて、選抜を行っていたと考えられている。また、木材としては、三内丸山遺跡でクリの木材で組まれたシンボルのな建築物の跡が発見されたことがよく知られている。このほか、住居、杭、食器、薪などに利用された。○縄文時代には漆も利用されていた。ウルシの木を育て、木の樹皮に傷をつけて樹液を採取し、これを熱して土器や木製品に塗布する技術も有していた。壊れた土器の補修にも漆が使用された。漆工芸の技術は縄文時代の早期からあつたといわれている。最近の研究では、当時の人々が遺跡の近くでウルシの林を管理していたこともわかってきた。ウルシの林は手入れしないと維持できないので間伐も行っていった。漆は水に強い木なので、間伐された若い木は杭に使われていた。狩猟・採集だけではない生産活動と結びついた縄文人の生活が浮かび上がってくる。どのような社会であつたのだろうか。